

# インボイス説明資料

令和5年3月

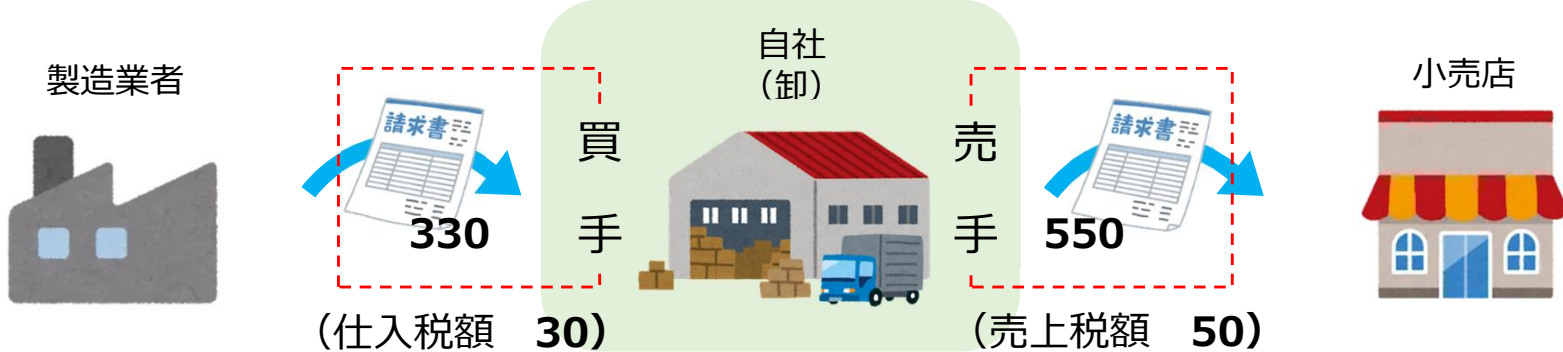
金沢国税局 消費税課

# 消費税の税額計算と仕入税額控除について

## ○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」



## ○仕入税額控除の要件

### 現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等 (区分記載請求書等) の客観的な証拠書類の保存	適格請求書 (インボイス) の保存

# 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

## ○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

### 【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における  
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ **税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）**
- ⑤ **軽減税率の対象品目である旨**
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

### 【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税 2,000円	
8%対象 21,600円 内税 1,600円	

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項  
が追加されたもの

- ① **登録番号**  
《課税事業者のみ登録可》
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**

#### （ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はない

#### （ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

## インボイスへの対応例

- すでに、大手文具メーカーからは、インボイスに対応した請求書等が販売中
- また、既存の請求書等に登録番号等を追記することでも、インボイスへの対応は可能

○すでに販売されているインボイス対応の請求書  
(2019年5月～順次発売)

請求書(控) 2020年 7月 25日 No. □□

※軽減税率対象  
イタリアンレストラン ××食品株式会社  
〇〇駅前店 様 TEL 03-123-4567

下記のとおり御請求申し上げます 登録番号 T1234567890123

税込合計金額		7,992		消費税額等		592	
月日	品名	数量	単価	金額(税抜)	税込	税率(%)	摘要
7/25	1 乾麺(2kg)	2	1,500	3,000	3,000	8	
	2 ハンパルビール	24	100	2,400	2,400	8	
	3 オリーブ(200g)	5	400	2,000	2,000	8	
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
合計(税抜・税込)				7,400	7,400	8%	消費税額等 592

○既存の領収書を用いた対応例  
(同社HPにて紹介)

領 収 証

イタリアンレストラン 〇〇駅前店 様 2020年 7月 25日

★ 11,660-

但 お酒、雑貨代金として  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 10,600  
消費税額等(10%) 1,060

××食品株式会社  
TEL 03-123-4567

コクヨ ウケ-1048

空いているスペースに登録番号を  
記載することによりインボイス対応可

(出典) 大手文具メーカーHPより

# 簡易課税制度の仕組み

- 簡易課税制度は、消費税の申告に際して**売上税額のみから計算が可能**であり、仕入れに関する**請求書（インボイス）**や**帳簿の保存が不要**という点において、**事務負担の軽減**を図ることが可能。
- 適用を受けるためには、**基準期間の課税売上高が5,000万円以下**であり、かつ、原則として**課税期間開始前の届出が必要**※となる。  
※簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

<納税額の計算イメージ>

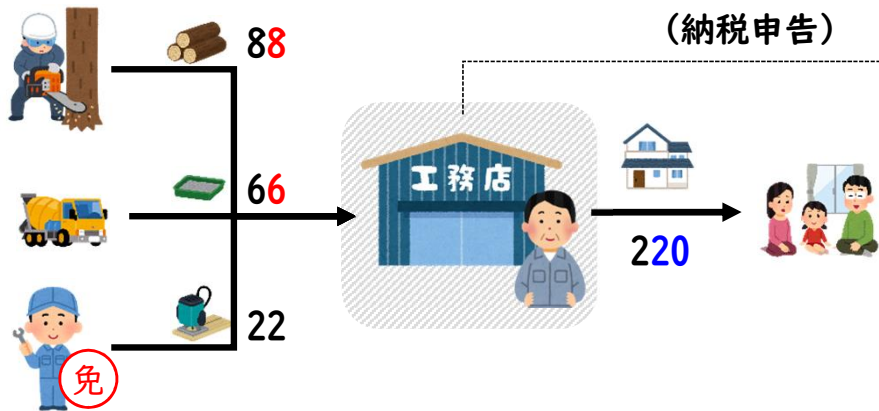
$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

$$\text{売上の消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

(みなし仕入率)

第一種 (卸売業)	第二種 (小売業等)	第三種 (製造業等)
90%	80%	70%
第四種 (飲食店業等)	第五種 (サービス業等)	第六種 (不動産業)
60%	50%	40%

例：建設業の場合 ～経過措置（80・50%控除）期間後～  
 (金額は税込・適用税率10%・免は免税事業者)



**【一般課税の場合】**

$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

20      8+6+0      6

仕入税額の実額計算が必要であり、免税事業者からの仕入れは控除不可

**【簡易課税の場合】**

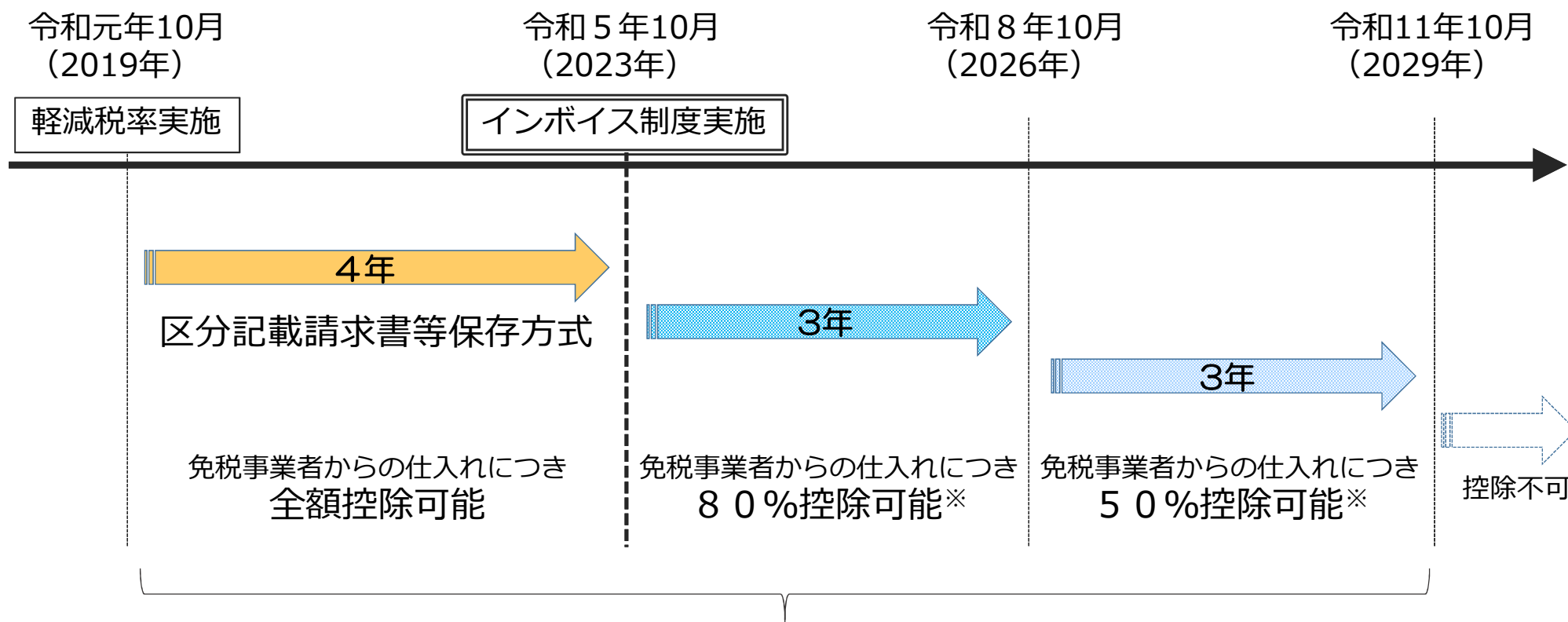
$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

20      20×70%=14      6

仕入先のステータスに関わらず、売上税額のみから計算が可能

## インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている  
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

# 登録制度における登録番号の構成・申請手続

## ○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字 <sup>(注)</sup>

(注) 13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

## ○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和3年10月1日以降、提出することができる。(e-Taxでも申請可能)

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録  
申請書

登録・公表  
登録年月日  
はR5.10.1  
とみなす

通知

申請はぜひe-Taxで  
お願いします。

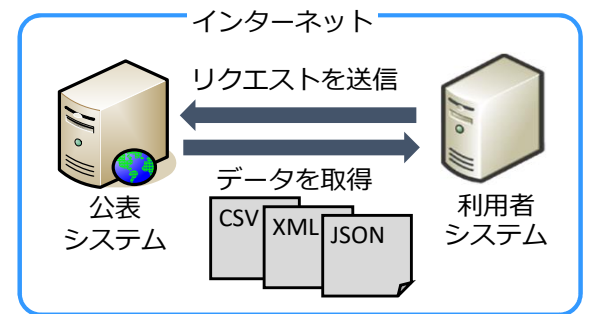


### <登録状況の確認方法の概要>

- **検索機能**  
国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする（令和3年10月以降、利用開始）。
- **<確認可能なデータ>**  
氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）  
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）
- **その他の機能**  
検索機能のほか、Web-API機能<sup>(※)</sup>についても提供

#### ※ Web-API機能とは？

システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする。



# 登録申請手続の柔軟化

## (現行)

- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「**困難な事情**」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

## (柔軟な対応)

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて**申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行う**こととする。

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録  
申請書

登録  
申請書  
+  
**困難な事情**

申請書に「**3月までの申請が困難な事情**」を記載することで、10月1日の登録を確約

登録  
申請書  
+  
~~困難な事情~~

**申請書に「困難な事情」の記載は求めない**こととする。



# インボイスと免税事業者の取引

## 【事業者間（BtoB）取引】

免税事業者⇒簡易課税の事業者

### インボイス不要

簡易課税の事業者（課税売上高5000万円以下）は、インボイスの保存がなくとも控除が可能

課税事業者の4割弱は簡易課税事業者

免税事業者⇒本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、

- ・ 当初の3年間は**8割**、
  - ・ その後の3年間は**5割**
- は仕入税額控除が可能。

## 【対消費者（BtoC）取引】

### インボイス不要

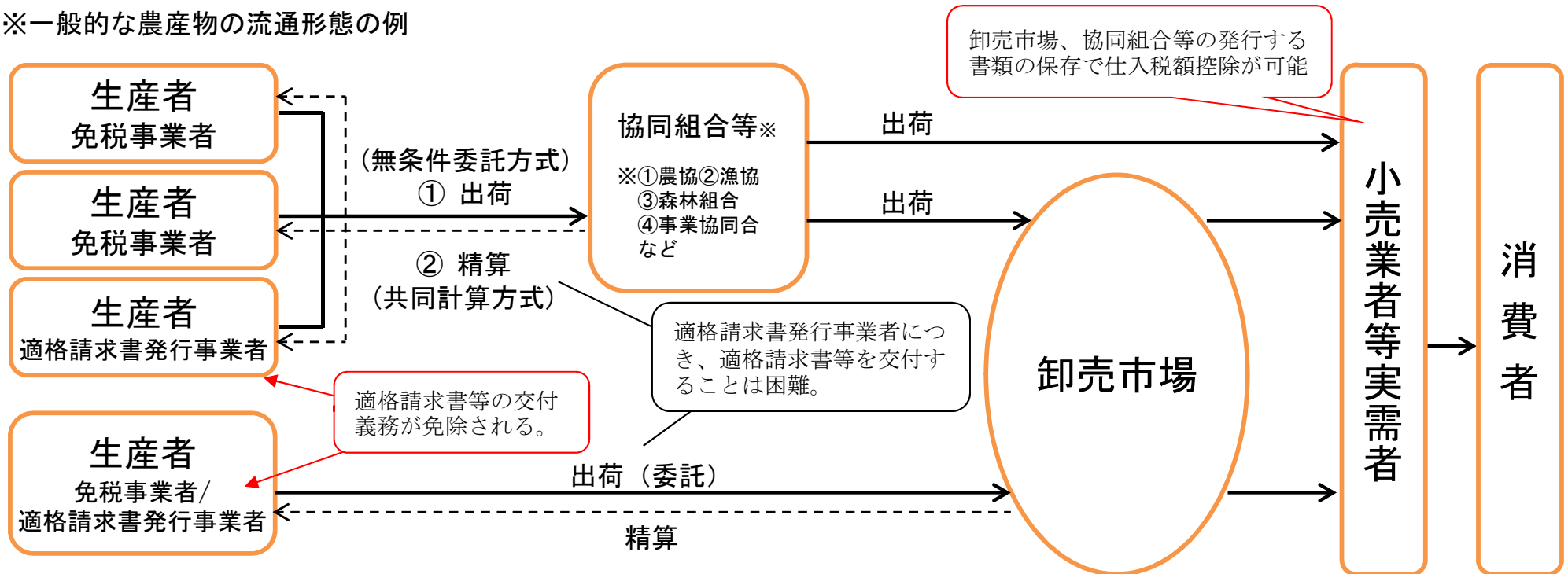
消費者との取引はインボイスの交付が不要  
→ インボイス制度移行の**影響を受けない**取引

売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち  
**約6割**が消費者との取引

# 協同組合等を通じて取引される農産物等に対する特例

- 現在、卸売市場、協同組合等を通じた流通形態では、どの生産者の農産物かを把握せずに流通させる仕組みとなっているため、適格請求書発行事業者から出荷された農産物と免税事業者から出荷された農産物の区分は困難。
- このため、適格請求書発行事業者である生産者が卸売市場、協同組合等を通じて販売する農産物に係る適格請求書等を交付することは困難。
- 従って、卸売市場、協同組合等が販売の委託を受けて行う（協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農林水産物の譲渡等については、生産者の適格請求書等の交付義務を免除し、小売業者等実需者は、当該卸売市場、協同組合等の発行した書類（及び帳簿）の保存で仕入税額控除を可能とする。

※一般的な農産物の流通形態の例



## ①出荷（無条件委託方式）

生産者は、出荷した農産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を協同組合等に委託。

## ②精算（共同計算方式）

一定期間に協同組合等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農産物の平均価格によって精算する（全体の販売代金について、協同組合等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。